

2023年10月10日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小部 博志  
取 引 所 東証プライム (6594)  
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338  
問 合 せ 先 広報宣伝部長 渡邊 啓太  
電 話 (075)935-6150

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ**

ニデック株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2023年9月13日、株式会社 TAKISAWA (株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード: 6121) の普通株式を金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に定める公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2023年9月14日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が、ベトナム競争委員会から2023年10月5日付「経済集中の実施の承認についての公式通知」を同日受領したことに伴い、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付届出書 (2023年9月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2023年9月13日付「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (2023年9月21日付で公表した「(訂正) 「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正」により訂正された事項を含みます。) 及び2023年9月14日付公開買付開始公告の内容の一部変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所には下線を付して表示しております。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

記

- I. 2023年9月13日付「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (2023年9月21日付で公表した「(訂正) 「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正」により訂正された事項を含みます。) の変更内容
2. 買付け等の概要
  - (9) その他買付け等の条件及び方法
    - ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

**【変更前】**

金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>①</sup>に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、ベトナム競争法に基づくベトナム競争委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに待機期間が満了しない場合には、令第14条第1項第4

号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 【変更後】

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## II. 2023年9月14日付公開買付け開始公告の変更内容

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### 【変更前】

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、ベトナム競争法に基づくベトナム競争委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに待機期間が満了しない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 【変更後】

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上